

第 91 号

熊本県建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県建築基準条例の一部を改正する条例

熊本県建築基準条例（昭和46年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「平家建ての建築物で延べ面積が50平方メートル以内のものについて」を「建築物の敷地又は建築物に防蟻上有効な措置が講じられていると認められる場合」に改める。

第15条中「次条において同じ。」を削る。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第28条の見出し中「仮設興行場等」の次に「、興行場等及び特別興行場等」を加え、同条中「仮設興行場等」の次に「、法第87条の3第5項に規定する興行場等並びに同条第6項に規定する特別興行場等」を加える。

第29条第1項中「第16条」を「第15条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第28条の改正規定は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。